



よなごみ通信



平成 19 年 4 月から
ごみの有料化を実施します。

米子市では、平成 17 年度にごみ減量化の目標などを定めた「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。この計画で、ごみの排出抑制や再資源化によってごみの減量化を図り、資源を大切に作る循環型社会の実現を目指す目的から「平成 22 年度のごみ排出量を、平成 12 年度に比較して 8%削減する」という目標を定めました。しかし現状のままでは、平成 22 年度のごみの総排出量は、目標値である 66,069t を 5,340t も上回り、減量目標が達成されないという試算が出ています。

そこで、ごみの減量化に効果的な手法の一つであるごみの有料化の有効性などについて検討した結果、平成 19 年 4 月からごみの有料化を実施することとなったものです。

～よなごみ通信の発行について～

ごみの有料化の実施にあたり、市民の皆さんに有料化やごみの減量方法・リサイクルなどの情報をお知らせするため、「よなごみ通信」を発行いたします。
ご意見やご提案などありましたら、下記までご連絡ください。

事務局：米子市役所環境政策課（市役所 1 階 9 号線側）
TEL 0859-23-5300/FAX 0859-23-5258
E-mail kankyoseisaku@yonago-city.jp
米子市ホームページ：<http://www.yonago-city.jp/>

英語・中国語・韓国語で「よなごみ通信」の概要版を作成しています。外国出身者、外国出身者を雇用しておられる事業者、外国出身者が居住する借家などをお持ちの方などにお渡しします。生活習慣の違いなどによるごみトラブルを避けるために、ぜひご活用ください。

どうして有料化するの？

有料化を導入する目的は次のとおりです。

ごみの減量化の一層の推進

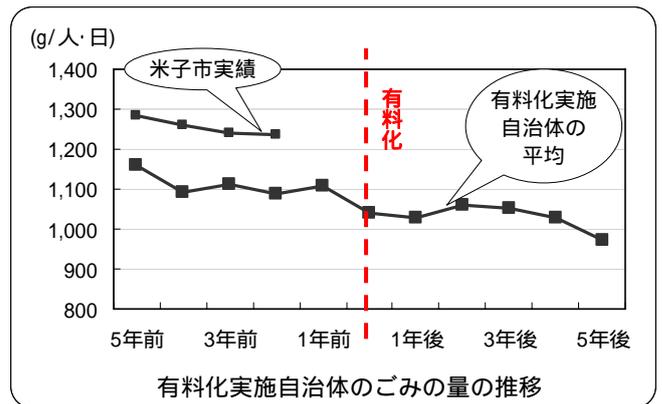
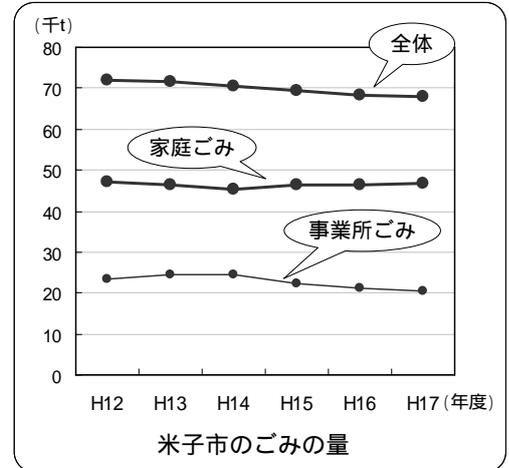
米子市のごみの量は近年減少してきていますが、家庭から出るごみの量は横ばい状態です。米子市の人口は今後も微増の傾向にあると推測されることから、ごみの量も増えていくと予測されます。循環型社会の実現のため、ごみの減量化に取り組む必要があります。

ごみの排出量に応じた費用負担の公平性・平等性の確保

今までは、たくさんごみを出している人に、より多くのお金が使われるという制度でした。しかし、ごみの量を減らせば費用負担が少なくなる有料化制度を導入することで、費用負担の公平性・平等性を確保し、なおかつ皆さんにごみの減量やリサイクルへの意識を高めていただくことが可能になります。

ごみ処理経費に係る財源確保

ごみの収集や処理に係る費用は総額で 20 億円を超え、そのほとんどは税金などからなる一般財源でまかなわれています。しかし、市税収入の低迷や扶助費や公債費の増加、財政調整基金の枯渇など厳しい財政状況が続くなか、今後も引き続き一般財源でごみの収集や処理に係る費用をまかなっていくことは大変困難になってきました。



有料化になると何が変わるの？

可燃ごみと不燃ごみ(不燃性粗大ごみを含みます)は、新しく市が指定する有料の「指定ごみ袋」か「収集シール」を使用して出してください。

平成 19 年 4 月からは、可燃ごみと不燃ごみ(不燃性粗大ごみを含みます)を出すときには、新しく市が指定する有料の「指定ごみ袋」に入れて出してください。「指定ごみ袋」に入らない大きさのごみには、有料の「収集シール」を貼って出してください。

なお、白色発泡スチロール・トレイ、資源物(缶・ビン類、ペットボトル、牛乳パック、再利用ビン、古紙類)、有害ごみは、これまでどおり無料で収集します。

新しい有料の「指定ごみ袋」と「収集シール」はスーパーなどで購入していただき、このとき「ごみ処理手数料」をお支払いいただきます。「ごみ処理手数料」はすべて市の収入となり、ごみの収集や処理に係る経費のほか、ごみ減量化や不法投棄対策などの経費の一部に充てられます。

新しい有料の「指定ごみ袋」と「収集シール」は平成 19 年 3 月から市内スーパーなどで販売予定です。

ごみ処理手数料っていくら？

新しい有料の「指定ごみ袋」と「収集シール」の種類と手数料の額は次のとおりです。

分別区分	指定ごみ袋と収集シールの種類		ごみ処理 手数料
	袋・シール	大きさ	
可燃ごみ専用	指定ごみ袋	大袋(40)	60 円/枚
		中袋(20)	30 円/枚
		小袋(10)	15 円/枚
	収集シール	指定袋に入らないもので決められた大きさ以下のもの	60 円/枚
不燃ごみ専用	指定ごみ袋	大袋(40)	60 円/枚
		中袋(20)	30 円/枚
		小袋(10)	15 円/枚
	収集シール	指定袋に入らないもので縦 1m×横 1m×長さ 2m 以下のもの	60 円/枚

減免及び負担軽減措置について



減免措置

天災や、その他特別な理由があるときには手数料の減免を行います。

負担軽減措置

福祉サービスを受けておられるかたの負担軽減について

生活困窮や子育ての支援の観点から、次の世帯などを対象に負担軽減措置を設ける予定です。

- ・生活保護世帯(ただし在宅世帯に限ります)・児童扶養手当受給世帯・特別児童扶養手当受給世帯
 - ・2歳児未満の乳幼児のいる世帯・老齢福祉年金受給世帯
 - ・「要介護4」以上の認定を受けている在宅介護の世帯・特別障がい者手当受給者のいる世帯
 - ・補装具給付事業によりストマ用器具又は紙おむつなどの助成を受けている身体障がい者(児)のいる世帯
- 具体的な基準や手続きは、決まりしだい、お知らせします。

ボランティア清掃

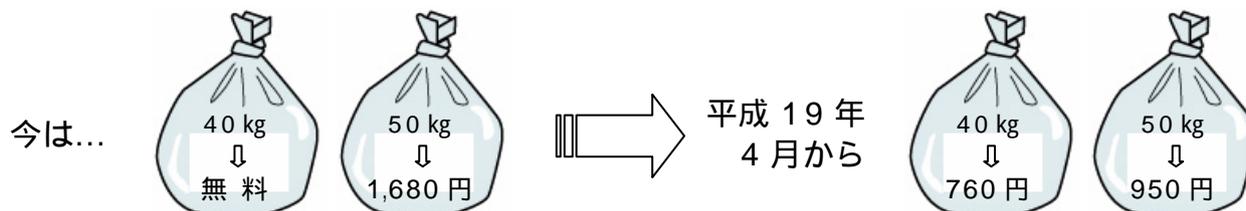
自治会や団体、個人で行われる地域の清掃活動(ボランティア清掃)は、申請に基づいて、ボランティア専用の指定ごみ袋と収集シールをお渡しします。これらは無料です。

具体的な手続きは、決まりしだい、お知らせします。

他に変更になることって？

(1)米子市クリーンセンターへの搬入手数料の額が変わります。

現在、米子市クリーンセンターへ直接可燃ごみを搬入される場合には、100kgごとに1,680円をごみ処理手数料として負担していただいています。現在、40kg以下は、このごみ処理手数料が無料ですが、平成19年4月からは無料の区分がなくなり、10kgごとに190円負担していただくこととなります。



(2)ごみ置場をステーション方式に統一していきます。

現在、米子市では、自宅前にごみを出す「戸別収集」の地域と、何世帯かでごみを集積所に集める「ステーション収集」の地域が混在していますが、費用負担の公平性・平等性の確保の観点から、「戸別収集」の地域については、地域の実情を伺いながら、順次「ステーション方式」に統一していきます。

(3)平成19年4月から、事業所ごみは収集しません。

現在、米子市では、米子市推奨袋2袋以内かつ30kg以内の事業所ごみについては収集することができますが、事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者の責任において処理することが原則であるため、平成19年4月からは事業所ごみの収集は行いません。詳細については別途お知らせします。

Q&A



分別方法も変更になるの？

ごみの分別区分は今までと同じです。ただし、平成 19 年 4 月からは、可燃ごみと不燃ごみ(不燃性粗大ごみを含みます)は、新しく市が指定する有料の「指定ごみ袋」か「収集シール」を使用せずに出されると収集できません。



今使っているごみ袋は使えないの？

平成 19 年 4 月からは、可燃ごみと不燃ごみ(不燃性粗大ごみを含みます)を出すときには、現在お使いの「米子市推奨ごみ袋」や「淀江町区域指定袋」は使用できません。これらの袋に有料の「収集シール」を貼っても収集できませんので、ご注意ください。

しかし、白色発泡スチロール・トレーや缶・ビン類、ペットボトルなどの資源物、有害ごみについては、有料化の対象ではありませんので、現在お使いのごみ袋や透明または着色剤を含まない半透明の袋(レジ袋など)を使用して出していただくことができます(ただし、牛乳パック、再利用ビン、古紙類、コンテナで収集しているものを除きます)。



海岸の散歩の途中でごみを拾っています。このごみも有料袋で出すの？

道路や海岸などで公共の場所で拾ったごみや枝などは、ボランティア専用の指定ごみ袋か収集シールを使用して出してください。ボランティア専用の指定ごみ袋と収集シールは、事前の申請に基づいて無料でお渡しします。詳しくは、次号でご説明します。



収集シールを貼れば、何でも収集するの？

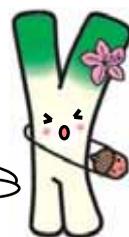
分別区分は今までと同じです。不分別のものは収集シールが貼られていても収集しません。また、大きさの限度を超えるものについても収集しません。収集シールを使用したごみの出し方については、次号でお知らせします。



不法投棄が増えないかな？

ごみの有料化は、周辺市町村をはじめ(県内市町村で現在有料化を実施していないのは、鳥取市と米子市だけです。)多くの自治体がすでに導入していますが、特に不法投棄が増加したという情報はありません。しかし、啓発やパトロールを強化し、地域と連携を組んで不法投棄対策に取り組んでいきます。

有料化の開始直前には、多量のごみが出るのが予想されます。
ごみ処理施設の処理能力には限界がありますので
有料化前に物置や押入れの整理をしておさうとを考えておられるかたは
今から「早めに」出していただき、
3月になって多量のごみを出されることのないよう
ご協力をお願いします！



ごみ有料化へのご協力をお願いします。10 月下旬から 2 月にかけてごみの有料化に伴う住民説明会を実施いたします。日程については別途ご案内いたしますのでご参加ください。